

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(大型実証 非ASEAN加盟国：一次公募)

公募説明会

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(大型実証 非ASEAN加盟国) 事務局

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
4. 応募書類の作成における注意事項

1. 事業の概要

2. 応募手続きについて

3. 審査・採択について

4. 応募書類の作成における注意事項

(1) 事業目的

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 (大型実証 非ASEAN加盟国)

いわゆるASEAN加盟国を除くグローバルサウス諸国（南西アジア、中央アジア、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等。以下、「グローバルサウス諸国」という。）（対象国の判断に迷う場合は都度、補助金事務局に相談のこと。）では、産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等といった課題を抱えています。

経済産業省は、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、日本の経済安全保障の確保及び日本国内のイノベーション創出等により国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化するため、本邦企業がグローバルサウス諸国において行う大型実証事業（以下「実証事業」という。）の実施に必要な費用の一部を補助します。

※本事業は、令和6年度補正予算「グローバルサウス未来志向型共創等事業」のうち、
大型実証（ASEAN加盟国）、小規模実証・FS事業（補助）、ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化に
係るものではありません。

(2) 事業対象

■ 対象となる事業及び対象国・地域について

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 (大型実証 非ASEAN加盟国)	
対象事業	実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認する（商用に向けたスケール化を目指す） 実証事業
対象国・地域	ASEAN加盟国を除くグローバルサウス諸国 (南西アジア、中央アジア、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等) (対象国の判断に迷う場合は都度、補助金事務局に相談のこと)
対象となる分野	①GX分野：化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件 ②DX分野：デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件 例) エネルギー×DX、医療・ヘルスケア×DX、防災・気候変動×DX等 ③経済安保分野：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件

■ 対象外

事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合で、補助事業に要する経費の自己負担分(「補助事業に要する経費」－「補助金額」)以上の利益が出る事業(補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る事業)

(2) 事業対象

■ 補助対象となる具体的な事業内容

実証事業

- 取得財産を用いた製品・サービスの運用・評価等
- 実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度等の有効性や経済性等の確認
- 上記に付随して必要となるその他調査等

※本事業は、実証事業を伴わない研究開発支援及び設備投資支援を行う事業ではありません。

※提案者が同一であっても、事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の応募を事業ごとに行うことは可能です。

※同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。

※過去又は現在の日本国政府が助成する他の制度と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については応募いただくことは可能です。

(2) 事業対象

■ 補助対象となる事業類型

補助対象となる事業は以下の3つの事業類型のうち、いずれかに該当する必要があります。

※複数の類型に当てはまる事業での応募も可能です。複数の類型に当てはまる場合、申請時には最も当てはまると思う類型1つを選び、ご応募ください。

※なお、様式2の事業計画書において複数類型に当てはまる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点対象となる場合もあります。

類型 1

我が国のイノベーション創出につながる共創型

グローバルサウス諸国で行われる実証事業から得られたデータ・知見がもとなり、将来的にリバースイノベーションにより新たな日本のイノベーションの種を創出する、日本とグローバルサウス対象国の共創型の事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ✓ 日本へのリバースイノベーションに資すること

類型 2

日本の高度技術海外展開型

グローバルサウス諸国で行われる実証事業が商業化に至り、さらに該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、ひいては日本の雇用増加等につながる事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ✓ 商業化に至った際には、該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、日本の雇用増加に繋がること

類型 3

サプライチェーン強靱化型

日本の輸入依存度が高い物資について、本事業を通じて供給構造の多角化やサプライチェーン強靱化につながる事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること
- ✓ 日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

(3) 補助金交付の要件

1. 採択予定件数

- ・ 5 ～ 10 件程度

2. 補助金の額及び補助率

- 補助金上限金額：補助額（補助対象経費に補助率をかけた額）の下限・上限は以下とします。
下限 5 億円超、上限 40 億円 ※共同申請の場合は、共同申請者全体を含めた上限額
- 補助率：1/2 以内、中小企業のみ 2/3 以内 です

中小企業の補助率（2/3 以内）の適用について

- ・ 中小企業の補助率（2/3 以内）の適用を受けるためには、**様式 4 の提出が必須**です。
- ・ 直接の申請企業のみ対象となり、申請企業の外注・委託先企業は対象なりません。
- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者を適用対象とします。
- ・ 事業全体の企画並びに根幹にかかわる執行管理部分を担う事業実施主体と認められ、
中小企業から大企業への外注・委託割合が原則 50% 以下の場合に限ります。

※ 次のいずれかに該当する場合は、中小企業の補助率は適用されず 1/2 の補助率となります。

- ① 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100% の株式を保有される中小・小規模事業者
- ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小・小規模事業者

(3) 補助金交付の要件



共同申請の場合、中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業の場合に限ります。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業等と大企業等の共同申請	1 / 2 以内
<u>中小企業と大企業等の共同申請</u>	<u>1 / 2 以内</u>
中小企業と中小企業の共同申請	2 / 3 以内

(3) 補助金交付の要件

3. 事業実施期間

交付決定日から3年間（ただし最長で2029年2月末日まで）

- ※補助事業期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。
- ※本事業実施後も定期的なフォローアップ調査の対象となり、事業終了後3年間は、フォローアップ調査の実施にご協力をお願いいたします。
- ※フォローアップ調査の結果については必要に応じて、公表や説明の場を設ける場合があります。

4. 補助金の支払い時期・方法

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。

ただし、事業期間中に機械設備の設置及びその支払いを完了した場合など必要があると認められる経費については、概算払を行います。

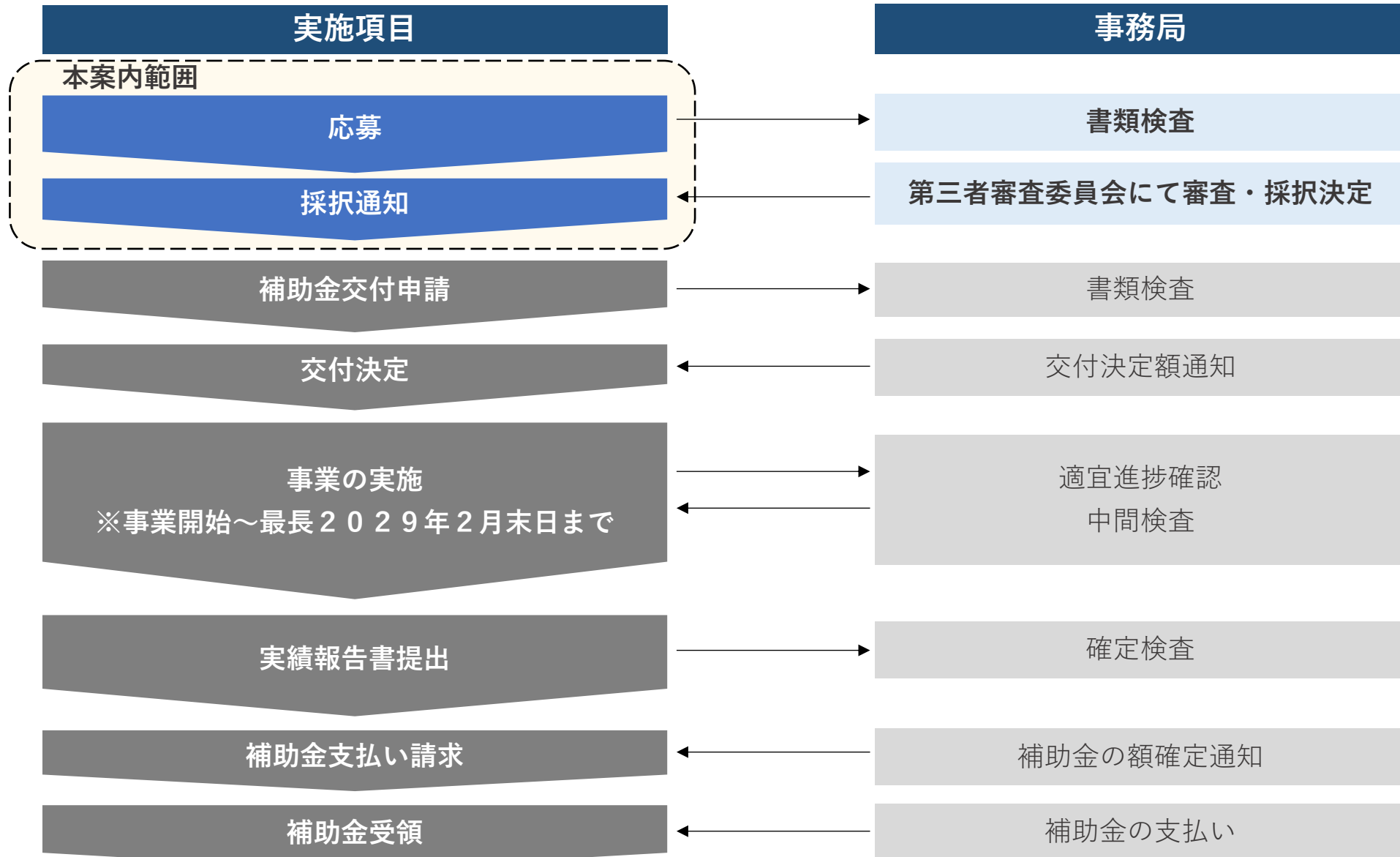
- ・事業終了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。
このため、**全ての支出には、その事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。**

支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性があることにご留意ください。

- ・事業期間終了後の手続き円滑化のため、
事業期間中に当該時点までの支出状況などを確認する中間検査を実施いたしますのでご協力をお願いします。
※支払額の確定方法の詳細については、
以下のリンク先に記載している事務処理マニュアル等の書類を十分に確認してください。
「経済産業省補助事業実施マニュアル」

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

(4) 事業全体の流れ



1. 事業の概要

2. 応募手続きについて

3. 審査・採択について

4. 応募書類の作成における注意事項

(1) 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす企業・団体等とします。

(1) 単独の申請、または、幹事法人の応募資格

- ① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有していること。
- ② 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑦ 政府からのEBPM※に関する協力要請に応じること。

(※)EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、

政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠

（エビデンス）に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

（１）応募資格

■共同申請について：

複数の企業・団体等が共同で事業を行う形式の共同申請も可能ですが、その場合は幹事法人を一者決めるとともに、幹事法人が申請書類を提出してください。

また、その場合の補助金は、幹事法人に交付し、幹事法人から共同申請者に分配することとします。
日本法人と現地法人の共同申請も可能です。

（２）共同申請する場合の幹事法人以外（以下、「共同申請者」）の応募資格

- ① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下いずれかの要件を満たした法人であること。
 - （i）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上）
 - （ii）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）。
- ② 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑦ 政府からのEBPMに関する協力要請に応じること。

(1) 応募資格

■応募時点で未設立の法人を実施体制に含めて応募する場合



- ・ 当該法人の設立を補助事業者が組織決定したことを示す資料の提出が必須となります
(いずれも設立時期を明記したもののみが有効)。
- ・ 提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。

※申請書類の必要箇所に当該法人に関する記載を漏れなく行ってください。例えば、実施体制図には当該法人を役割とともに明記するほか、様式2別添2事業計画書には当該法人も含めた事業経費を記入してください。

■応募時点で未設立の法人を実施体制に含めた申請が採択された場合



- ・ 当該法人が設立されたことを事務局が確認してから交付決定手続きを行います。
- ・ 当該法人の設立後に、補助金交付申請書とともに当該法人が設立したことを示す資料を事務局に提出してください。
- ・ 2026年12月末までに当該法人が設立したことの確認を事務局から受けなかった案件は、採択を取り消します。

※交付決定日より前に発生した経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。なお、申請時点で未設立の法人が補助事業者になることはできません。

(1) 応募資格

(3) その他

事務局を運営するTOPPAN株式会社及び同社委託先であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社については、原則として、本事業への応募または応募企業の委託・外注先に入ることとはできません。また、両社の関連会社（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社）についても、同様とします。

※応募に当たって提出された申請書や関連書類に記載の事項に虚偽が認められたり、疑義が生じたりした場合は、採択後であっても、事務局はその内容について確認を行い、採択の取り消しを行う権利を留保しているものとします。

(2) 応募要件

募集要領p.7-9の応募要件をよくご確認ください。
以下、特にご留意いただきたい事項を記載します。



補助事業者が中小企業以外の法人（大企業等）である場合、事業実施国の中央政府等との間で取り交わしているMOUやレター等の写しを、**申請時又は交付決定後1年以内**に提出すること。提出を行わない場合は、採択及び交付決定を取り消す場合があります。

MOUやレター等の内容は、相手国政府や公的機関からの具体的な協力や対応等が記載されている必要があります。募集要領P23 (2)審査基準、⑬の※1と※2を参照のこと。



過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて、事業内容、分野、技術・サービス、事業環境等に十分な差異があること。（技術の差違については、対象分野③経済安全保障分野に該当する場合を除く。）

※**様式3類似性検査シート**に事業内容、分野、技術・サービスが類似した全ての海外展開事業を網羅的に記載すること。

記載する範囲は、補助事業者及びその海外子会社（日本側出資比率10%以上）、海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）による事業を対象とします。



採択された場合、プレスリリースを補助事業者（共同申請の場合は幹事法人）のホームページで公表すること。**プレスリリースを行わない場合は、採択を取り消します。**

※公表する内容は募集要領をご参照ください。

(3) 応募書類の提出方法・期限

**締切を過ぎてからの提出は、
審査を行わず、不採択といたします。**

応募申請は、① J グランツ ② データ送受信サービスのどちらかの方法で提出してください。

※メールでの提出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

申請書類の受付は、2025年6月18日（水）から7月17日（木）12時までとなります。

※締め切り時間までに、全てのファイルをアップロード完了している必要がありますので時間に余裕をもって申請してください。

提出方法	備考
① 補助金申請システム 「jGrants（Jグランツ）」 	「jGrants（Jグランツ）」から本事業のページにて電子申請を行ってください。 ✓ 申請の際には、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。 アカウントの取得には時間を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ✓ 共同申請を行う申請者は、 <u>jGrants（Jグランツ）を使用して電子申請を行うことが出来ませんので、事務局へ個別にご連絡ください。</u>
② データ送受信サービス	個別にアップロードURLをご案内しますので、事務局メールアドレス【 inquiry_lsna@gshojo.jp 】までに個別にお問い合わせください。 <u>必ず7月15日（火）までに事務局にお問い合わせください。</u> <u>7月16日（水）以降は受け付けておりませんのでご注意ください。</u> 件名：【提出希望】グローバルサウス未来志向型共創等事業の応募方法について（大型実証 非ASEAN） 本文：「所属組織名（企業名）」「担当者氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」を明記

(4) 提出時の注意事項

■ 提出ファイル名について

- ・ 応募書類及び添付書類（任意）は原則 P D F 形式に変換し、ファイル名は募集要領に記載している一覧表の「提出時のファイル名」に従って付けてください。
※命名規則は以下の通りです。区切りには半角のアンダーバー(_)を使用ください。
「書類名_事業者名称.pdf」 ※例) 様式 1 申請書_●●株式会社.pdf
- ・ 様式 2 別添 2 事業計画書は、P D F 形式及び E X C E L 形式の両方をご提出ください。
- ・ 様式 2 別添 4 実施体制補足資料は、E X C E L 形式でご提出ください。
- ・ 複数ファイルを圧縮した場合は、以下のようにファイル名を付けてください。
「事業者名称.zip」 ※書類名は不要です。

■ データ容量について

- ・ jGrants (Jグランツ) で提出する場合は、1 ファイルあたりの容量上限を 1 6 M B とし、上限を超える際にはファイルを分割して提出してください。

■ 提出後について

- ・ 提出の後に申請内容の確認を取らせていただく場合があります。
- ・ 申請書類の提出が確認でき次第、事務局から受領の連絡をいたしますので、その連絡がない場合は、7 月 2 2 日（火）までに事務局にお問い合わせください。
※資料に不備がある場合や締切り後に提出された申請書は、審査対象外となるため、募集要領等をご参照の上、注意して記入してください。

1. 事業の概要

2. 応募手続きについて

3. 審査・採択について

4. 応募書類の作成における注意事項

(1) 審査方法・基準

採択は、外部有識者で構成される第三者審査委員会で審査の上、決定します。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
①	3. に示す事業内容に合致しているか	(1) ～ (5) に掲げられた全ての要件を満たしているか。	○	
②	5. の応募資格を満たしているか	(1) ～ (3) に掲げられた項目を全て満たしているか。	○	
③	日本国内のイノベーション創出等による国内産業活性化、グローバルサウス諸国との経済連携	日本国内のイノベーション創出等により国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化する案件か。	○	
④	受注・事業化可能性	本事業終了後3年以内の受注・事業化が見込める案件か。	○	
⑤	政策的意義	日本国の補助事業として政策的意義が高いか。	○	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
⑥	費用対効果	輸出、投資額と本事業で支援する費用とを比較した場合の費用対効果が高いか。		○
⑦	波及効果、水平展開	日本企業への波及効果、複数国・地域への展開可能性が高いか。		○
⑧	事業類型の合致	事業類型 1 ～ 3 の <u>いずれか</u> に該当する案件か。	○	
		事業類型 1 ～ 3 の <u>複数</u> に該当する案件か。		○
⑨	事業化に向けた工夫	受注や事業化を実現するための工夫が見られるか。		○
		本事業による実証の終了から事業化に至る道筋がビジネスプランとして描けているか（受注や事業化を実現するため本事業終了後の相手国政府への提案や資金調達等の方策が具体的に提案されているか等）。		○
		相手国政府等からの要請がなされているか、相手国のニーズを的確に捉えているか。		○
		相手国の市場動向などについて事前に十分な情報収集を行っているか。		○

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
⑩	実施スケジュール	実施スケジュールが適切か。	○	
		日程・作業手順等に工夫がみられるか。		○
		事業実施後の受注に向けた取組及びスケジュールが具体的で実現性があるか。		○
⑪	実施体制	事業実施可能な組織、人数が最低限確保されているか。	○	
		相手国の現地企業と連携しているか。		○
		専門性を有する企業等と体制が組めているか。	○	
⑫	予算	予算の適切性、明確性。	○	
		効率的かつ費用対効果の高い予算設定、予算配分が行われているか。		○
⑬	情報収集・事業遂行能力	現地法人を有している又は現地事情に精通している人材を有しているなど、十分な情報収集を行う体制を備えているか。		○
		過去に同様の調査事業を実施した実績を有しているか。		○
⑭	組織の財政基盤	事業実施可能な財政基盤を有しているか。	○	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
⑮	委託・外注	事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分について、委託・外注を行っているか。	○	
⑯	委託・外注費率	委託・外注費の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか。	○	
⑰	中小企業による申請か	・申請者が中小企業であるか。 ・幹事法人・共同申請者の全てが中小企業であるか。		○
⑱	ルールメイキング、国際標準化等に繋がる事業	ルールメイキング、国際標準化等に繋がる事業であるか。		○
⑲	相手国政府等との協力案件 (大企業等による応募の場合)	事業実施国の政府等とのMOUやレターの写しを提出できるか。 ※注：記載内容として、相手国政府や公的機関からの具体的な協力や対応等が含まれていること。	○	○
	相手国政府等との協力案件 (中小企業による応募の場合)	事業実施国の政府等とのMOUやレターの写しを提出できるか。 ※注：記載内容として、相手国政府や公的機関からの具体的な対応 又は 包括的な協力や依頼等が含まれていること。		○
⑳	事業化に向けた金融機関との調整	実証終了後の事業化に向けて、金融機関等との資金調達に関する調整状況を示す資料を提出できるか。		○
㉑	J-Startup	J-Startup企業であるか。		○
㉒	J-StarX	J-StarXにおいて、採択され、海外に派遣された経験があるか。		○

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
②③	IPEF関連事業	IPEFのサプライチェーン協定やクリーン経済協定の取組に関連する事業であるか。		○
②④	AZEC関連事業	AZECの実現に資する案件のうち、特に重要な事業として認められるか。		○
②⑤	日印産業共創イニシアティブ等	日印産業共創イニシアティブ等に該当するか。		○
②⑥	日本と中南米諸国の産業統合案件	日本と中南米諸国の産業統合案件に該当するか。		○
②⑦	太平洋島嶼国関連事業	「第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF 首脳宣言、共同行動計画」や「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に資する案件であるか。		○
②⑧	アフリカへの面的連携案件	第三国企業と業務提携して、アフリカでの事業化を行う案件か。		○
②⑨	強靱で信頼性のあるサプライチェーン※	強靱で信頼性のある サプライチェーン構築の取組を行っているか。 ※選択回答形式の「宣言」と自由記述形式の「計画」の構成。 ※「宣言」のみの提出で加点となりますが、「計画」を提出頂くと、内容によりさらに加点される場合があります。		○

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

#	評価項目	審査基準	必須項目として 審査されるもの	加点要素として 審査されるもの
③0	賃金引上げ計画を有しているか ※	従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか。		○
③1	ワーク・ライフ・バランス の取組をしているか ※	該当するものの認定等を受けているか。		○
③2	「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」において宣言を公表しているか ※	「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」において宣言を公表しているか。		○

※共同申請の場合は幹事法人のみ対象

詳細は、募集要領をご確認ください。

(2) 採択結果の決定・通知

採択された申請者については、補助事業者の商号又は名称（法人番号を含む）、事業実施国、対象製品名、プロジェクト名等の事業概要を経済産業省のホームページ及び特設Webサイト等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

■ 採択以降の流れについて

- ・ 採択企業は、事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して事務局が交付決定通知書を交付いたします。交付決定日以降、事業開始となります。
- ・ 採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 補助金交付申請額は、応募申請時の金額を上限とし、超過した金額で申請はできません。
- ・ 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますので御了承ください。
- ・ 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日を経過した日又は事務局が定める期日のいずれか早い日までに実績報告書を事務局宛に提出してください。

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
- 4. 応募書類の作成における注意事項**

応募書類の一覧

■ 様式類、提出必須書類

**必須書類の不足は、審査を行わず、
不採択とする場合があります。**

	書類名	提出要否	募集要領 (4) 応募書類 との対応	備考	提出時のファイル名
1	様式 1 申請書	必須	1		様式 1 申請書_事業者名称.pdf
2	様式 2 事業計画書	必須	2	PDF形式をご提出ください。	様式 2 事業計画書_事業者名称.pdf
3	様式 2 別添 1 事業計画書概要	必須	3	採択された場合は、本資料を元に公開用の資料を作成いただきます。	様式 2 事業計画書概要_事業者名称.pdf
4	様式 2 別添 2 事業計画書	必須	4	PDF形式、EXCEL形式の両方をご提出ください。	様式 2 別添 2_事業者名称.pdf 様式 2 別添 2_事業者名称.xlsx
5	様式 2 別添 4 実施体制補足資料	必須	6	実施体制の補足説明資料として作成してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式 2 別添 4_事業者名称.xlsx
6	財務諸表	必須	7	直近 3 年分を提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。 ※現地言語で記載されている場合は、日本語訳も提出してください。 ※日本円で記載されていない場合は決算時点での日本円に対する為替レートを提示し、その為替レートで計算される日本円換算額を追記してください。	財務諸表_事業者名称.pdf

応募書類の一覧

**必須書類の不足は、審査を行わず、
不採択とする場合があります。**

■ 様式類、提出必須書類

	書類名	提出要否	募集要領 (4) 応募書類 との対応	備考	提出時のファイル名
7	様式3 類似性検査シート	必須	9	本申請に類似した過去の事業の実績がない場合も提出してください。	様式3_事業者名称.xlsx
8	現地政府・企業との本事業に関連するMOU・レター等の写し	必須	19	【大企業が応募する場合】 事業実施国の中央政府、地方政府、国営企業等とのMOUやレターの写し ※3. (4) ②を参照のこと。 ※応募時にMOUやレター等を取り交わしていない場合、交付決定後1年以内に提出する旨を様式2上で誓約すること。	MOU等_事業者名称.pdf

応募書類の一覧

■ 様式類、その他提出書類

	書類名	提出要否	募集要領 (4) 応募書類 との対応	備考	提出時のファイル名
9	様式2別添3 委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書	該当者のみ	5	委託・外注費の額の割合が50%を超える場合、当資料をご提出ください。 ※共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。	様式2別添3_事業者名称.pdf
10	申請時点で未設立の法人を補助申請者が組織決定したことを示す資料	該当者のみ	8	設立時期を明記したもののみが有効です。提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。	未設立法人組織決定資料_事業者名称.pdf
11	様式3類似性検査シートの補足資料	該当者のみ	10	過去の類似事業の詳細や技術の差異を示す補足資料等を、必要に応じて提出してください。 ※ファイルの命名規則詳細は、様式3内にある「ガイドランス」シートをご確認ください。	例) 様式3補足資料_事業者名称_技術.pdf
12	様式4 中小企業補助率の適用要件審査	該当者のみ	11	中小企業の補助率を選択する場合に提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式4_事業者名称.pdf
13	様式5 従業員への賃金引上げ計画の表明書	任意	12		様式5_事業者名称.pdf
14	直近の法人税申告書別表1	該当者のみ	13	様式5を中小企業が提出する場合のみ、前年度の法人税申告書別表1を提出してください。	法人税申告書別表1_事業者名称.pdf

応募書類の一覧

■ 様式類、その他提出書類

	書類名	提出要否	募集要領 (4) 応募書類 との対応	備考	提出時のファイル名
15	ワーク・ライフ・バランスの取組に関する認定証等の写し	該当者のみ	14	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている場合は、該当するものの認定証等の写しを提出してください。	W L B_事業者名称.pdf
16	様式6 強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築	任意	15	任意で提出してください。 ※選択回答形式の「宣言」と自由記述形式の「計画」の構成。	様式6_事業者名称.pdf
17	様式7 人権尊重の取組状況	該当者のみ	16	中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社に該当する場合は提出してください。 応募時、事業終了時 にそれぞれ提出いただきます。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式7_事業者名称.pdf
18	パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで自社が表示されているページの写し	該当者のみ	17	パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで自社が表示されている場合は、ページの写しを提出してください。	パ宣言_事業者名称.pdf
19	アフリカへの面的連携案件に係る資料の写し	該当者のみ	18	アフリカでの事業化を見据え、インド等の第三国企業と業務提携を行っている場合は、業務提携を行っていることを示す資料の写しを提出してください。	アフリカ_事業者名称.pdf
20	現地政府・企業との本事業に関連するMOU・レター等の写し	該当者のみ	19	【 中小企業が応募する場合 】 事業実施国の中央政府、地方政府、国営企業等とのMOUやレターの写し ※8. (2) ⑬を参照のこと。	MOU等_事業者名称.pdf
21	金融機関等との資金調達に関する調整状況を示す資料	該当者のみ	20	実証終了後の事業化に向けて、金融機関等との資金調達に関する調整状況を示す資料の写しを提出してください。	資金調達等_事業者名称.pdf

様式2 事業計画書

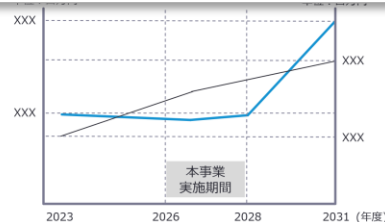
令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(大型実証 非ASEAN加盟国)

様式2 事業計画書

プロジェクト名：〇〇〇国／□□□事業

申請者：xxx
代表者役職・氏名：xxx xxxxx
所在地：xxx

・ xxx	・ xxx	・ xxx
検証すべき仮説・ポイント	検証すべき仮説・ポイント	検証すべき仮説・ポイント
・ xxx	・ xxx	・ xxx



企業C	・ xxx
企業D	・ xxx

全申請者提出

該当者のみ提出

様式作成の目的

- 補助事業の効果・実現可能性等について、定量・定性面で確認させていただきます

主な記載内容

- 申請者の経営戦略
(経営戦略における補助事業の位置づけなど)
- 補助事業の内容
(目的・実施内容・実施体制・スケジュールなど)
- 商業化計画及び想定成果
(想定ビジネスモデル・GS諸国/日本への裨益)

作成上の注意点

- 入力ガイドを確認いただいたうえで入力用フォーマットの記載内容をご検討ください
- 原則スライドを増やすことは認められません(入力ガイドにて指定のある箇所のみ、複製の上で追加が可能です)

作成上のポイント

- 内容に矛盾や論理的な破綻が生じていないか、記載内容の一貫性を確認いただくことを推奨します
- 記載内容を裏付ける理由やデータを有する場合には、具体的に盛り込んでいただくことを推奨します

様式 2 事業計画書

■事業計画書作成における留意事項

- ・ 申請時に遵守いただきたい事項・留意事項について、各内容を**必ず**ご確認ください

様式 2 事業計画書作成における留意事項

【本スライドは提出前に削除してください】

- ・ 本資料に記載している項目に必要情報を入力し、「様式 2 事業計画書」を作成してください。
- ・ **申請にあたっては、PDF形式に変換した上で提出してください。**
- ・ **目次に示した各スライドのタイトル・順番の変更はできません。**
- ・ **原則として、各記載項目のスライドを増やすことは認められません。**ただし、入力ガイド版の記載ガイド（ピンク色の吹き出し）に特記されている場合には、その記載に基づいてスライドを増やすことができます。
- ・ 各スライドのフォーマットはあくまで例示であり、資料の体裁（文字サイズ、図の大きさ）・分量を変えること（既存の中期経営計画・経営ビジョン等の引用・挿入等を含む）は可能です。具体的な例として、13ページに市場分析に係るグラフをフォーマットとして記載しておりますが、このグラフは整理方法の一例として掲載しておりますので、各象限・軸等を加筆・変更したり、別の形式で整理したりしても構いません。ただし、**各スライドの記載ガイドについて十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性があります。**なお、事実・データ等の記載は、その出典を明記してください。
- ・ 記載する数字は、様式 2 別添 2 事業計画書（別紙・Excel）と整合させてください。
- ・ 応募にあたっては、募集要領及び交付規程をご覧ください。**審査の結果、採択された事業の実施にあたっては、募集要領及び交付規程の内容に従っていただくことが必要**です。

様式2 事業計画書

■事業計画書の記載方法のポイント

3-1. 実証事業のねらい
(スライドの内容を簡潔に記載してください)

本ページでは、事業類型②(日本の高度技術海外展開型)×事業分野①(GX分野)を想定した記載例を掲載しています。
なお、複数の事業類型・分野に該当する場合でも、本ページは類型・分野別に分ける必要はありません

審査評価項目1

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください
【例】実証ではXXとXXを目標とする。XXという現状を踏まえ、XX,XX及びXXの仮説を検証する想定

実証終了時点で目指す状態(何が明らかになっているか)を記載してください

実証終了時点での理想像

【例】

- ・ A国において工場を建設し、日本で開発されたプラスチック再素材化技術の再現性・大型化を実証
- ・ A国において、再利用プラスチックを用いてペットボトル等を製造し、商業性を実証

【例：技術有効性に関する仮説検証】

現状認識

【例】

- ・ 日本国内で実施した実証実験では、99%以上のペットボトルの再素材化に成功

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国においても、一般のペットボトルゴミから高確率で再素材化に成功できるか
- ・ 大規模な再素材化の際に廃棄物、不良品の発生を一定水準以下に抑えられるか

【例：商業性に関する仮説検証】

【例】

- ・ 必ずしも「技術有効性」「商業性」「社会適合性」の分類を用いる必要はありませんので、実施したい事業の性質に応じて柔軟に分類を設定し、優先的に検証すべき仮説を最大3種類記載してください
- ・ 例えば、次のような分類を設定することも可能です：ニーズ、セキュリティ・プライバシー

【例】

- ・ 日本国内で実施した実証実験では、XX円/kg以内で素材を生産可能

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国における、従来のペットボトル素材の市場価格はどの程度か
- ・ A国において、当該技術を用いて何円/kg以内で素材を生産可能か

【例：社会適合性に関する仮説検証】

【例】

- ・ 日本では一定程度ゴミの分別・選別が浸透しており、再素材化の際に異物の混入を抑えられる
- ・ A国では、多国籍企業を中心に再素材化プラスチックの導入を検討している企業が存在する

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国でのゴミ分別・選別に関する制度・設備が、再素材化にあたって最低限整っているか
- ・ 再素材化、製品製造のコストに見合うほど現地での需要が見込めるか

Point
1

- ・ 各スライドがどの審査基準に関連するか明記しています

Point
2

- ・ スライドの内容を文章で簡潔にまとめ記載してください

Point
3

- ・ 【例】として、各項目を記載するうえで参考となる例文を記載しています
- ・ 実際の記載時は、状況に応じて適宜編集してください

Point
4

- ・ 入力ガイドのファイルには、ピンク色の吹き出しで、各項目の記載留意点・備考を記載しています
- ・ 記載内容の方向性および観点の参考になるため、記入前にご確認ください

様式2 事業計画書

■事業計画書の記載方法のポイント

- ・ **申請者の属性（大企業・中小企業）**によって、記載項目や内容が異なるスライドがございます

審査評価項目1,9

2. 経営戦略及び補助事業の位置づけ
(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください
【例】当社は、長期成長ビジョンとしてXXXを掲げており、既存のXXX事業とのシナジーが見込める本事業を実施することで海外売上高XX%成長を目指す

長期成長ビジョン・経営戦略

・ XXX...

・ 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）が長期的（5～10年後）に目指す姿を記載してください

・ 【中小企業】企業全体が長期的（5～10年後）に目指す姿を記載してください

・ 企業自身の成長に関するビジョンだけでなく、社会に対する価値提供のビジョンを含めて記載してください

・ 必要に応じ、図などを含めて分かりやすく表現してください

経営戦略における補助事業の位置づけ

・ XXX...

・ 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）における補助事業の位置づけ・重要性を記載してください

・ 【中小企業】企業全体における補助事業の位置づけ・重要性を記載してください

・ 長期成長ビジョン・経営戦略を踏まえて記載してください

・ 既存事業と本事業のシナジー効果や、新たなコア事業の創造、ポートフォリオの多様化等の観点から本事業の重要性を記載してください

Point
5

- ・ 入力ガイドのファイルに、ピンク色の吹き出しに大企業・中小企業それぞれの記載内容が明記されておりますので、ご確認ください

様式2 事業計画書

■「1. 事業分野・類型」

審査評価項目1,8

1. 事業分野・類型

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください

【例】本事業はXXXを扱い、XXX及びXXXを図る案件であるため、事業分野X及び事業類型Xに該当する

事業分野（①・②・③）に該当する理由

【該当する事業分野】

- ①GX分野 / ②DX分野 / ③経済安保分野

最も当てはまる分野を丸で囲んでください（複数該当する場合は、**全て丸で囲んだうえで最も当てはまる類型のみ赤丸**で明示してください）

【該当する理由】

- XXX...

- 上記で記載した事業分野に当てはまる理由を記載してください
- 複数記載した場合は、そのすべてについて当てはまる理由を記載してください
- 各事業分野の応募条件を満たすことを明記してください（詳細については募集要領 3.(2) を参照してください）
- 事業分野③の場合には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された特定重要物資の名称を明記してください

- ☐ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「金属鉱産物」に関する事業について応募する【他の予算事業では実施できない理由】

XXX...

- 「金属鉱産物」について応募する場合には、チェックボックスにチェック（☐を☒にしてください）の上、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業を含む他の予算事業では実施できない理由も併せて記載してください

事業類型（①・②・③）に該当する理由

【該当する事業類型】

- ①我が国のイノベーション創出につながる共創型 / ②日本の高度技術海外展開型 / ③サプライチェーン強靱化型

最も当てはまる類型を丸で囲んでください（複数該当する場合は、**全て丸で囲んだうえで最も当てはまる類型のみ赤丸**で明示してください）

【該当する理由】

- XXX...

- 上記で記載した事業類型に当てはまる理由を記載してください
- 複数記載した場合は、そのすべてについて当てはまる理由を記載してください
- 各事業類型の応募条件を満たすことを明記してください（詳細については募集要領 3.(3) を参照してください）

様式2 事業計画書

■「3-1. 実証事業のねらい」

3-1. 実証事業のねらい

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

本ページでは、事業類型②(日本の高度技術海外展開型)×事業分野①(GX分野)を想定した記載例を掲載しています。
なお、複数の事業類型・分野に該当する場合でも、本ページは類型・分野別に分ける必要はありません

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください

【例】実証ではXXとXXを目標とする。XXという現状を踏まえ、XX,XX及びXXの仮説を検証する想定

実証終了時点で目指す状態(何が明らかになっているか)を記載してください

実証終了時点での理想像

【例】

- ・ A国において工場を建設し、日本で開発されたプラスチック再素材化技術の再現性・大型化を実証
- ・ A国において、再利用プラスチックを用いてペットボトル等を製造し、商業性を実証

【例：技術有効性に関する仮説検証】

現状認識

【例】

- ・ 日本国内で実施した実証実験では、99%以上のペットボトルゴミの再素材化に成功

検証したい仮説や、その他、事業の実施を通じて確認したいポイント等を記載してください

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国においても、一般のペットボトルゴミから高確率で再素材化に成功できるか
- ・ 大規模な再素材化の際に廃棄物、不良品の発生を一定水準以下に抑えられるか

【例：商業性に関する仮説検証】

- ・ 必ずしも「技術有効性」「商業性」「社会適合性」の分類を用いる必要はありませんので、実施したい事業の性質に応じて柔軟に分類を設定し、優先的に検証すべき仮説を最大3種類記載してください

- ・ 例えば、次のような分類を設定することも可能です：ニーズ、セキュリティ・プライバシー

【例】

- ・ 日本国内で実施した実証実験では、XX円/kg以内で素材を生産可能

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国における、従来のペットボトル素材の市場価格はどの程度か
- ・ A国において、当該技術を用いて何円/kg以内で素材を生産可能か

【例：社会適合性に関する仮説検証】

【例】

- ・ 日本では一定程度ゴミの分別・選別が浸透しており、再素材化の際に異物の混入を抑えられる
- ・ A国では、多国籍企業を中心に再素材化プラスチックの導入を検討している企業が存在する

検証すべき仮説・ポイント

【例】

- ・ A国でのゴミ分別・選別に関する制度・設備が、再素材化にあたって最低限整っているか
- ・ 再素材化、製品製造のコストに見合うほど現地での需要が見込まれるか

記載例は3種類ございますが、作成の際には1枚のスライドのみを作成してください

様式2 事業計画書

■「4-2. 商業化に向けた取組 1/2」

4-2. 商業化に向けた取組 1/2 (スライドの内容を簡潔に記載してください)		審査評価項目4,7,9,10		
商業化に向けた取組 - 商業化に向けた取組を、実証事業終了時点から商業化実現まで記載してください - 相手国政府への提案方針や受注に向けた具体的な取組を記載してください				
実施項目	実証事業終了後 1 年目	2 年目	3 年目 ※商業化達成期限	
マイルストーン	XXX	XXX		
【例】 ① 相手国政府への提案	XX	XXX		
【例】 ② 契約締結交渉		XXX		
【例】 ③ パイロット生産	XX	XXX		
【例】 ④ 他国展開		XXX		
資金調達	XXX	XXX	XXX	
矢羽根には、実施内容詳細を記載してください 【例A】実施項目：工場設計のケース ① 法令対応 ② 設計図面完成 【例B】実施項目：相手国政府への提案のケース ① 提案書準備 ② 担当者プレゼンテーション ③ MoU締結に向けた調整 タイミングやクリティカルパスに応じて矢羽根の長さ・位置を調整してください。左の見出し部分に大項目、矢羽根ごとに小項目を記載してください 「資金調達」については、必ず項目を設けてこちらに記載してください XXX（文章による補足はこちらに記載） 市中銀行・政府系金融機関等との調整が既に進んでいる場合には加算要素となり得るため、こちらで説明の上、補足資料を別途提出してください				

様式2 事業計画書

■ 「4-2. 商業化に向けた取組 2/2」

審査評価項目4,6,9

4-2. 商業化に向けた取組 2/2

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください
【例】商業化の達成に向け、事業完了1年後、3年後にはそれぞれXXX百万円の資金調達を実施し、3年後にはXXとのMoU締結を実現させる

商業化に向けた取組：測定に係るKPI

(参考)
商業化達成期限

		実証事業完了時点	1年後	3年後	(参考) 5年後
KPI	【例】 ① MoU締結数	前スライドの「実施項目」と連動させ、各項目の進捗度を測定するために必要な指標を設定してください 例：実施項目①「相手国政府への提案」（前スライド）→KPI①「MOU締結数」（本スライド）		XXX	XXX
	【例】 ② 契約締結数	XXX	XXX	XXX	XXX
	【例】 ③ パイロット生産数	XXX	XXX	XXX	XXX
	【例】 ④ 展開国数	XXX	XXX	XXX	XXX
	資金調達額	XXX	XXX	XXX	XXX
補助対象事業の売上高				XXX百万円	XXX百万円

商業化前後の費用対効果（審査評価項目⑥）を確認する際の参考値として、各時点で想定される補助事業の売上高を記載してください

様式2 事業計画書

■「4-3. 想定される裨益効果」

4-3. 想定される裨益効果

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

本ページは、「1. 事業分野・類型」において【事業類型1】を選択した場合に記載するスライドです。事業類型1を選択していない場合は本スライドを削除してください。

※「1.」において複数の事業類型を選択した場合、該当する全てのスライドを記載ください

スライドの主旨を示したキーメッセージを1～2行で記載してください

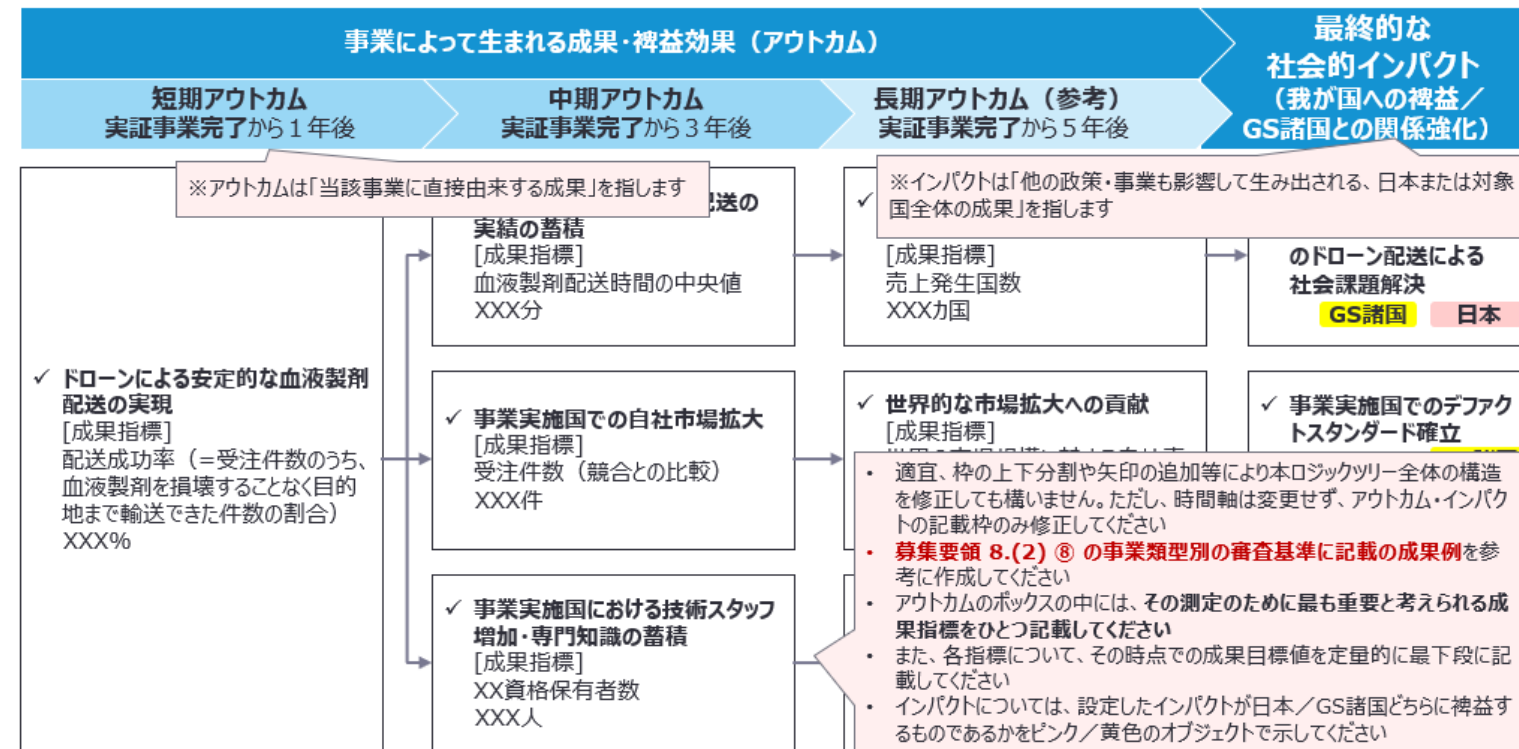
【例】本事業を通じ、XX国でのXXX体制を確立し、日本の高度技術の海外展開・売上向上を実現することに加え、現地の社会課題解決や日本へのリパースイノベーションも見込む

審査評価項目3,7,8

記載例は3種類ございますが、作成時には該当する類型のスライドのみを作成してください

日本・グローバル化の非ASEAN諸国（GS諸国）にどのような裨益をもたらす事業か、文章で記載してください

本事業を通じてもたらされる社会的インパクト：導出に係るロジックモデル



様式2 別添1 事業計画書概要

(様式2 別添1) 事業計画書概要

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 非ASEAN加盟国）第1回公募

探採された場合は、本スライドを元に公開用の資料を作成していただきます

プロジェクト名	XXX国 / XXX事業		冒頭に事業実施国名（複数国で実施予定の場合は、全ての国名又は拠点となる国名）を記載してください	幹事法人の企業規模を記載してください
企業名	XXX	申請者の企業名を記載してください（共同申請の場合は共同申請者名も記載してください）		企業規模 中小企業・中小企業以外
事業類型	① 我が国のイノベーション創出につながる共創型 / ② 日本の高度技術海外活用型 最も当てはまる類型を丸で囲んでください（複数該当する場合は、全て丸で囲んで最も当てはまる類型のみ赤丸で明示してください）			
事業分野	① GX分野 / ② DX分野 最も当てはまる分野を丸で囲んでください（複数該当する場合は、全て丸で最も当てはまる分野のみ赤丸で明示してください）			
事業規模	事業費総額：XXX百万円 / 補助対象経費総額：XXX百万円 / 補助金申請額：XXX百万円 様式2 別添2 事業計画書（別紙・Excel）「⑤積算内訳書_総括表」シートの、＜補助事業に要する経費＞＜補助対象経費＞＜補助金申請額＞の合計額と一致するように記載してください			
事業概要	【商業化時のビジネスモデル】 例：利用者 例：提供者・設備		【概要】 【概要】実証事業の概要を簡潔に記載してください 【主な技術及び実証性】類型1または類型2に最も当てはまる場合のみ、主たる技術の名称・所有者・概要と、どのような実証性があるのかを記載してください 【対象とする物資及び実証性】類型3に最も当てはまる場合のみ、対象とする物資の供給確保の必要性と、どのような実証性があるのかを記載してください 【スケジュール】実証事業のみでなく、将来の事業開始までの全体スケジュールを記載してください	
	事業イメージが分かる図・写真等を貼り付けてください ※貼付位置は変えても構いません		図・写真等	
日本裨益	最も当てはまる事業類型について、日本への裨益内容を記載ください。事業類型によって記載項目が異なりますので、以下を参考に可能な限り定量的に記載ください。なお、記載内容につきましては、事業計画書「4-3. 想定される裨益効果」の内容と整合するようにご注意ください ■事業類型①に最も当てはまる場合 【本事業が我が国のイノベーション創出に裨益するポイント】例）事業で得られるビッグデータを日本に還元、年間〇〇件のデータや実証例の獲得、国際ルール・標準の日本標準の獲得、現地高度人材を〇〇人呼び込み等 【結果生み出される国内雇用・投資効果等】例）日本での雇用〇人増、〇〇億円のR&Dセンター設立等 ■事業類型②に最も当てはまる場合 【本事業の我が国の雇用増等への裨益効果】例）タービンの受注や日本からの遠隔メンテナンスサービス契約の締結により日本で〇〇人の雇用増加効果 ■事業類型③に最も当てはまる場合 【対象とする商材の特定国依存度の変化】例）国内流通量の〇％が現状〇〇国で製造されているが、本事業を通じて〇％に依存度が低減 【結果生じる日本の生産拠点としての競争力向上効果等】例）日本への部素材供給力の向上により、関連工場を国内に〇〇億円投資、国内での雇用〇人増、エネルギー供給の多元化等			

様式3 類似性検査シート

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(大型実証 非ASEAN加盟国：一次公募)
類似性検査シート

単独申請者用

■記入要領	
	・類似性検査シートに必要事項を記入してください。
	・本申請に類似した過去の事業の実績がない場合も提出してください。
	・緑色の[必須]は条件付きであるため、該当する場合に回答すること。

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(大型実証 非ASEAN加盟国：一次公募)
類似性検査シート

共同申請者用

■記入要領	
	・類似性検査シートに必要事項を記入してください。
	・本申請に類似した過去の事業の実績がない場合も提出してください。
	・参加する全企業分の情報入力されていること。なお、企業別にシートは分けること。
	・緑色の[必須]は条件付きであるため、該当する場合に回答すること。
■留意事項	
	・共同申請者数が5社を超える場合は事務局にお問合せください。

全申請者提出		該当者のみ提出	
様式作成の目的	・ 類似事業の実績、及び類似事業と申請事業の差異を確認いたします ※類似事業：過去に実施された、もしくは実施されている事業の中で、事業内容、分野、技術・サービスが類似した海外展開事業		
主な記載内容	・ 類似事業の詳細と、申請事業との技術面・事業環境面における差異、ならびにその差異が申請事業へもたらす影響		
作成上の注意点	・ 単独申請の場合と共同申請の場合で、提出ファイルが異なります ・ 共同申請用ファイルは、幹事法人与共同申請者でシートが分かれていますので、ご注意ください		
作成上のポイント	・ 内容に矛盾や論理的な破綻が生じていないか、記載内容の一貫性を確認いただくことを推奨します		

様式3 類似性検査シート

■類似性検査シート作成における留意事項

- 申請にあたっての留意事項について、様式内「ガイダンス」シートを必ずご確認ください

▽様式 3

■様式3 類似性検査シート				凡例： 入力項目 入力対象外項目	
#	項目	回答欄		備考・フォーム入力時の注意点	
1	プロジェクト名：○○○国／□□□事業【必須】			様式2 事業計画書に記載のプロジェクト名を記入	
2	補助事業者名（企業・団体名）【必須】				
#	項目	説明		回答欄	
1	類似事業の実績有無	過去に実施された、もしくは実施されている事業の中で、事業内容、分野、技術・サービスが類似した海外展開事業の実績はありますか、ある場合は、その件数まで併せて選択してください。【必須】		選択してください	
		# 1 で無と回答した場合、以下の項目は全て回答不要。			
2	過去に実施された、もしくは実施されている類似事業について、右記の項目に沿って記載してください。ただし、類似事業が複数ある場合は最も類似性が高いと考えられる事業について、記載をしてください。【必須】	①事業名称			
3		②実施年度			
4		③実施国			
5		④申請時点での実施状況（実施完了／実施中）		選択してください	
7		⑤事業の概要（事業内容、分野、技術・サービスの具体について、500字程度で記載）			
		⑥事業実施後の受注や事業化の状況（200字程度）			
8		⑦受注や事業化に至っていない場合の理由（200字程度）			

ガイダンスシート

様式作成上の留意点

1 類似事業の実績有無
記載すべき事業の範囲は、補助事業申請者及びその海外子会社（日本側出資比率10%以上）、海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）による事業を対象とします

2～9 類似事業の実績概要
* 類似事業が複数ある場合は最も類似性の高い事業について、記載

7・8 類似事業の実績概要
* ⑥・⑦いずれか該当する項目のみ、記載
* 該当しない項目については「該当しない」と記載

様式3 類似性検査シート

■類似事業の実績有無（#1）

1 類似事業の実績有無

記載すべき事業の範囲は、補助事業者及びその海外子会社（日本側出資比率10%以上）、海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）による事業を対象とします

#	項目	説明	回答欄
1	類似事業の実績有無	過去に実施された、もしくは実施されている事業の中で、事業内容、分野、技術・サービスが類似した海外展開事業の実績はありますか。選択してください ある場合は、その件数まで併せて選択してください。 [必須]	

様式3 類似性検査シート

■類似事業の実績概要（#2～#9）

2 ～ 9 類似事業の実績概要

* 類似事業が複数ある場合は最も類似性の高い事業について、記載

2	類似事業の実績概要	①事業名称	
3		②実施年度	
4		③実施国	
5		④申請時点での実施状況（実施完了／実施中）	選択してください
6		⑤事業の概要（事業内容、分野、技術・サービスの具体について、500字程度で記載）	
7		⑥事業実施後の受注や事業化の状況（200字程度）	
8		⑦受注や事業化に至っていない場合の理由（200字程度）	
9		⑧公的機関の委託費や補助金により実施したものですか。	

様式3 類似性検査シート

■類似事業の実績概要（#10～#19）

1 0 ～ 1 9 類似事業の実績概要

- * 事業内容、分野、技術・サービスが類似した全ての海外展開事業を網羅的に記載すること
- * 類似事業が4件以上あり記入行が不足する場合は、# 1 9 以下に行を挿入し、全ての類似事業について記載すること
- * 類似事業が1件の場合は記載不要（# 1 にて回答した事業数に応じて、不要な回答欄がグレイアウトされます）

10	類似事業の実績概要	①事業名称	
11		②実施年度	
12		③実施国	
13		④申請時点での実施状況（実施完了／実施中）	選択してください
14		⑤事業の概要（事業内容、分野、技術・サービスの具体について、500字程度で記載）	
15		①事業名称	
16		②実施年度	
17		③実施国	
18		④申請時点での実施状況（実施完了／実施中）	選択してください
19		⑤事業の概要（事業内容、分野、技術・サービスの具体について、500字程度で記載）	

様式3 類似性検査シート

■当てはまる相違点（#20）

20	当てはまる相違点	過去に実施された、もしくは実施されている類似事業と今回申請する事業について、どのような面から十分な差異が説明できますか。当てはまるもの全てを選択してください。 [必須]	☐ 技術面
			☐ 事業環境面 ①社会的リスク（住民の抗議活動、社会的な不満等によるプロジェクトの遅延等）
			☐ 事業環境面 ②自然災害リスク（地震、洪水、台風等）
			☐ 事業環境面 ③政治的リスク（政治的不安定や政権交代、政策変更等）
			☐ 事業環境面 ④法的リスク（法律や規制の変更、外国企業に対する特別な規制）
			☐ 事業環境面 ⑤その他リスク（具体的リスク）

当てはまる相違点

* 申請事業が**対象分野③経済安全保障分野**に該当する場合は、「**技術面**」の差異は審査上不問とする（募集要領「3. 事業内容」を参照）。その上で、本様式上で「技術面」を選択しその差異を説明することについて、問題はない

* 下記を参考に、十分な差異が認められる項目について✓をつけること

①社会的リスク：

・現地金融制度や資本規制の違いによる資金調達の制約や調達コストの上昇、宗教・民族・社会制度の違いに起因する住民の抗議活動や社会的不満による事業停滞、外部からのサイバー攻撃や内部犯行による情報漏えい・業務停止のリスク、経済の停滞・現地通貨の急激な変動や為替差損による収益性の低下リスクが見込まれる等

②自然災害リスク：

・地震・洪水・間伐・台風など自然条件の違いによる物的被害や操業停止リスク、現地の災害対策体制の不備による復旧遅延と二次被害の拡大が見込まれる等

③政治的リスク：

・政治的不安定や政権交代・政策変更、抗争激化や感染症拡大などによる、現地への渡航制限が見込まれる等

④法的リスク：

法律や規則の変更、外国企業に対する特別な規制や関税処置による参入障壁や、法制度の未整備や契約慣行の違いによる、契約解釈の曖昧さと法的トラブルの発生が見込まれる等

様式3 類似性検査シート

■技術の相違点（#21～#24）

技術の相違点

- * 「# 当てはまる相違点」で選択した事項について、記載すること
- * **数字**で示せるところは数字で示すなど、具体的かつ詳細に説明すること
- * 必要な場合は、300字を大幅に超えた記述となっても問題ない

技術の相違点②

- * 「# 2 類似事業の実績概要」で記載した事業の概要と情報が重複しても問題ない。**技術面にフォーカスして記載**すること

21	技術の相違点	「当てはまる相違点」において、技術面に✓を付けた場合[必須] 【技術】	①今回申請する事業で用いる技術やサービスの内容とその特異性を記載してください。（300字程度）	選択してください
22			②類似事業で用いた技術やサービスの内容とその特異性を記載してください。（300字程度）	
23			③上記①と②の差異について説明してください。	
24			④今回申請する事業の技術優位性について、専門家等の公平な第三者から説明がある場合、その裏付けとなる資料を添付ファイルとして提出ください。	

技術の相違点④

- * 裏付け資料：学会誌・業界紙・学者のコメント等など、第三者説明を裏付けるもの
- * **ファイル名（例）：様式3補足資料_事業者名称_技術.pdf**
- * **ファイルが複数ある場合は、様式3補足資料_事業者名称_技術a、様式3補足資料_事業者名称_技術b...のように命名すること**

様式3 類似性検査シート

■事業環境の相違点（#25～#39）

事業環境の相違点

- * 「# 当てはまる相違点」で選択した事項について、記載すること
- * **数字**で示せるところは数字で示すなど、具体的かつ詳細に説明すること
- * 必要な場合は、300字を大幅に超えた記述となっても問題ない

25	事業環境の相違点	「当てはまる相違点」において、社会的リスクに✓を付けた場合[必須] 【社会】	①類似事業を過去実施した、もしくは実施している国と、本申請で事業の実施を予定する国における、事業環境面（社会的リスク）の差異を説明してください。（300字程度）	選択してください
26			②事業環境面（社会的リスク）の差異が、本申請事業の実施にあたりどのような影響を与えるかを、記載してください。（300字程度）	
27			③事業環境面（社会的リスク）の差異や、その差異による本申請事業への影響を裏付ける文書（ニュース記事、論文等）あれば、その写し等を添付ファイルとして提出ください。	
28		「当てはまる相違点」において、自然災害リスクに✓を付けた場合[必須] 【自然災害】	①類似事業を過去実施した、もしくは実施している国と、本申請で事業の実施を予定する国における、事業環境面（自然災害リスク）の差異を説明してください。（300字程度）	
29			②事業環境面（自然災害リスク）の差異が、本申請事業の実施にあたりどのような影響を与えるかを、記載してください。（300字程度）	
30			③事業環境面（自然災害リスク）の差異や、その差異による本申請事業への影響を裏付ける文書（ニュース記事、論文等）あれば、その写し等を添付ファイルとして提出ください。	

応募書類全体に関する注意事項

- 各種書類や様式のご提出においては、記載漏れや記載ミスの無いよう十分にご確認の上、また各種書類の整合性を十分にご確認の上、ご提出願います。
共同申請の場合、共同申請者の書類内容については、幹事法人においても重ねてチェックの上ご提出願います。
- 提案書に記載する調査実施内容は、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。
採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合、補助金額の減額修正や不採択となる場合があります。
- 申請手続きは日本語で行うため、各様式は原則日本語で作成してください。
日本語でない場合は、必ず日本語を補記してください。
- 採択された場合、様式2別添1事業計画書概要に記載された内容を元に公開用の資料を作成いただきます。

ご質問回答

事前に事務局にお送りいただいた
主な質問に回答いたします。

チャット、音声での質問は受け付けておりません。

様式2別添2事業計画書に記載する「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」の違いは何か。

Q1

例えば、実証の補助額が最大40億円となっているが、中小企業の2／3補助の場合は、事業費は60億円まで使えるということでしょうか。

A

「補助事業に要する経費」とは、本事業の遂行に必要な費用の総計を指します。「補助対象経費」とは、前述のうち、事業の遂行に直接必要な経費を指します。なお、「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」が同額の記載であっても問題はございません。補助対象経費の区分、対象等詳細は募集要領をご確認ください。

質問にある例示の場合、補助事業に要する経費は60億円以上でも申請可能ですが、中小企業の場合の補助対象経費は上限60億円、補助金申請額は上限40億円となります。

Q2

対象分野として、①G X分野、②D X分野、③経済安保分野、事業類型として類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靱化型）の6つの要素がありますが、いずれか一つに該当したら応募可能か。

A

対象分野①～③のいずれかに該当した上で、事業類型1～3のいずれかにも該当する必要があります。

Q3

対象分野①G X 分野、②D X 分野、③経済安保分野に該当するかは、どのように判断するか。

A

補助対象となる3つの分野のうち、いずれかに該当する必要があります。複数の分野に当てはまる事業での応募も可能です。

なお、分野の判断に際し、事務局では個別具体的なお相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いします。

Q4 現地法人は共同申請者として申請可能か。

現地法人が共同申請者として申請を行うことは可能ですが、以下いずれかの要件を満たした法人である必要があります。

A (i) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上）

(ii) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）

日本側出資比率は、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。

その他の応募資格については、募集要領のP.10～11をご確認ください。

Q 5 同一事業者が、複数事業を申請することは可能か。

A 可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の申請を行うことは可能ですので、まとめて1つの申請とせず、事業ごとに申請を行ってください。

ただし、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。

Q 6

肥料や航空機部品などの「特定重要物資」は「③経済安保分野」に該当するが、特定重要物資を事業実施国で製造し同国内での販売や第三国への輸出を行うことを目的とした実証事業を類型 1、類型 2 で応募することはできるか。

A

経済安保法において「特定重要物資」は、供給源の多様化等の取組により当該物資の安定供給確保を図ることが特に必要とされたものが指定されています。このため、「③経済安保分野」に関する案件は、事業実施国から日本へのサプライチェーン強靱化に資する案件として、事業類型の「類型 3：サプライチェーン強靱化型」に該当する場合に応募いただくことを想定しています。ただし、事業の内容が、脱炭素化に資するなど「①GX分野」に該当する場合や、デジタルを活用するなど「②DX分野」に該当する場合には、事業類型 1 や事業類型 2 に該当するものとして応募いただくことも可能です。

Q7

類型3（サプライチェーン強靱化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象か。

製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。類型3が必須で満たさないといけないのは、以下の3つの項目になります。

A

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。（特定重要物資とは限りません。特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます）
- ・事業実施国において事業に未適用なプロジェクトであること。
- ・日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること。

例えばSAF（持続可能な航空燃料）は、特定重要物資ではないため「経済安全保障分野」には該当しませんが、化石燃料からの転換として「GX分野」に該当し、上述の3つの項目を満たせば、事業類型3に該当することとなります。

Q8

実証事業により取得した設備等の資産の帰属は幹事法人あるいは共同申請者という理解で合っているか。

資産については、幹事法人あるいは共同申請者に帰属します。

A なお、減価償却期間内における処分や商用利用については事前に事務局及び経済産業省に対して承認を得る必要があります。

また、事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがあります。

Q 9 実証事業における財産処分の制限はどのようなになるか。

A

事業終了後に財産を処分したことにより収益が生じた場合の納付が必要な期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の期間に従います。詳細は、交付規程の第22条、23条をご確認ください。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

ご質問回答は以上です